

令和8年度版

篠中ガイドブック



愛知県安城市立篠目中学校

〒446-0073

愛知県安城市篠目町竜田151番地

TEL (0566) 76-1777

HP <https://swa.anjo.ed.jp/anjo29>



年	組	番	名前
---	---	---	----

※ 本冊子の記載内容は、変更となる場合があります。

篠中ガイドブック もくじ

○わたしたちの篠目中学校 P1

○篠中生の生活 P2

1 篠中生の1日

- (1) 日課表・・・・・・・・・・2
- (2) 登校・・・・・・・・・・2
- (3) 朝の読書・・・・・・・・・・2
- (4) 朝のST・帰りのST・・・・・2
- (5) 放課・昼放課・・・・・・・・・・3
- (6) 学習・・・・・・・・・・3
- (7) 給食・・・・・・・・・・3
- (8) 清掃・・・・・・・・・・3
- (9) 保健室・・・・・・・・・・3
- (10) 更衣室・・・・・・・・・・3
- (11) 下校・・・・・・・・・・4
- (12) 小学校を訪問する場合・・・・・4
- (13) その他のルール・マナー・・・・・4

2 服装等

- (1) 冬の制服・・・・・・・・・・4
- (2) 夏の制服・・・・・・・・・・5
- (3) 身につけるもの・・・・・・・・・・5

3 頭髪・持ち物等

- (1) 頭髪・・・・・・・・・・6
- (2) 持ち物・・・・・・・・・・6
- (3) 学習用タブレット(iPad)・・・・・7

4 学校図書館利用のきまり

- (1) 開館・・・・・・・・・・8
- (2) 閲覧・・・・・・・・・・8
- (3) 貸し出し・・・・・・・・・・8
- (4) 返却・・・・・・・・・・8
- (5) 貸し出しの種類・・・・・・・・・・8
- (6) 学校図書館エチケット・・・・・・・・・・8

○篠目中学校生徒会会則 P9

- 「別表」・・・・・・・・・・10

○交通安全 P11

1 安全に通学するために

- (1) 通学路・・・・・・・・・・11
- (2) 歩行者のルール・・・・・・・・・・11

2 自転車の使用

- (1) 自転車を使用するために・・・・・11
- (2) 自転車使用時の注意事項・・・・・11

3 交通事故にあったとき・・・・・11

「自転車危険行為」・・・・・・・・・・12

「通学路MAP」・・・・・・・・・・13

○その他 P14

1 毎月の生活目標・・・・・・・・・・14

2 遅刻・早退・欠席・・・・・・・・・・14

3 学割の交付・・・・・・・・・・14

4 悩みごとができれば・・・・・14

○台風等異常気象

・地震発生時における登校 P16

1 暴風警報または

大雨洪水警報が出た場合・・・・・16

2 特別警報が出た場合・・・・・・・・・・16

3 大規模地震が発生した場合・・・・・16

○安城市マイタブレット(学習用 iPad)

使用ガイド〈家庭用〉 P17

わたしたちの篠目中学校

校訓

「自助協和」

安城市立篠目中学校校歌

作詞 中村千栄子

作曲 石井 歆

大地うるおす水音を

聴きつつ生きる 我らみな

黎明の勢い 学ぶ

さあ 自らの旗 ほこらかに

青空高く いま かざすとき

若きいのちの友垣と

肩組み歌う 我らみな

和やかな心を協わす

さあ それぞれの道 ひとすじに

栄えある未来 いま 拓くとき

ああ 篠目中学校

檮も 風も

煌くところ

明日になれば

作詞

篠目中学校平成十四年度三年生

作曲

遠藤響子

奥慶一

いつかまた輝く 笑顔に会える

さよならは言わずに 歩いていこう

あてもなく傷つき

とまどいも今はもう

明日になれば 新しい日々が

君の肩に 降り注ぐだろう

ひとすじの光を 静かに抱き

見上げる星空に 願いをかける

小さなつぶやきも

大きな夢もすべて

明日になれば 生まれ変わってる

花のような 君に会おうだろう

やさしい気持ちが続くように

そして 愛する人たちが

明日になれば 新しい日々が

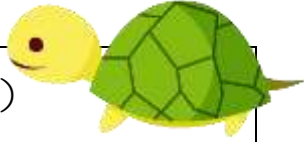
君の肩に 降り注ぐだろう

篠中生の生活

1 篠中生の1日

(1) 日課表

かめ（50分授業）	
朝の読書	8:05 ~ 8:15
朝のST	8:15 ~ 8:22
第1校時	8:30 ~ 9:20
第2校時	9:30 ~ 10:20
第3校時	10:30 ~ 11:20
第4校時	11:30 ~ 12:20
給食	12:20 ~ 13:00
第5校時	13:20 ~ 14:10
第6校時	14:20 ~ 15:10
清掃	15:10 ~ 15:25
帰りのST	15:28 ~ 15:35
※木曜日は給食時ST・清掃カット	



うさぎ（45分授業）	
朝の読書	8:05 ~ 8:15
朝のST	8:15 ~ 8:22
第1校時	8:30 ~ 9:15
第2校時	9:25 ~ 10:10
第3校時	10:20 ~ 11:05
第4校時	11:15 ~ 12:00
給食	12:00 ~ 12:40
第5校時	13:00 ~ 13:45
第6校時	13:55 ~ 14:40
清掃	14:40 ~ 14:55
帰りのST	14:58 ~ 15:05
※木曜日は給食時ST・清掃カット	



(2) 登校

- ア 時間に余裕をもって、朝8:00までに生徒用玄関を通過します。（開錠7:50）
- イ 朝のあいさつ運動やボランティア清掃などの活動も、8:00までとし、教室に戻ります。
- ウ カバンをロッカーに入れて、8:05のチャイムまでに着席します。特別な理由がなく、その時刻までに教室にいない場合は遅刻となります。
- エ 遅刻で登校した場合は、来賓玄関のインターホンを押して登校したことを告げ、扉を開けてもらいます。
- オ 登校後に忘れ物を取りに帰りません。

(3) 朝の読書

- ア 8:05までに朝の読書の本（紙媒体）を用意します。
- イ 8:05から8:15までは朝の読書を行います。

(4) 朝のST・帰りのST

- ア 決められた時間に、朝のST・帰りのSTを行います。
- イ ST終了のチャイム（合図）までは教室から出ないようにします。

(5) 放課・昼放課

- ア 放課中に次の授業の準備をします。
- イ 生徒だけでの教室の移動は、放課の時間中に行います。
- ウ 室内で走ることが予想される遊びはしません。
- エ 昼放課に外で遊ぶ場合、けやきロードより北側では遊びません。また、昼放課に体育委員会がボールの貸し出しを行います。決められたルールを守って利用します。
- オ 昼放課に図書室で本の貸し出しを行います。決められたルールを守って利用します。

(6) 学習

- ア 開始のチャイム前に着席し、授業準備を完了します。
- イ 消しゴムやペンなどは、入試を意識して、飾りのないものがのぞましいです。
- ウ 授業中の教室移動は、他クラスに迷惑がかからないように静かに歩きます。
- エ 授業終了のチャイムまでは、教科担任の指示に従って、学習の場で過ごします。

(7) 給食

- ア 手洗いや消毒を確実にを行います。
- イ まわりの人のことを考えながら、ルールやマナーを守って食べます。
- ウ 準備や後片付けは、協力して、すばやく行います。
- エ 食後は、自分の席で読書や自習をして過ごします。給食終了のチャイムまでは、特別な事情がない限り教室から出ないようにします。緊急でなければ保健室も昼放課になってから行くようにします。

(8) 清掃

- ア 決められた時間までは、担当の区域で清掃活動に励み、帰りのSTの開始に間に合うように戻ります。
- イ 道具は大切に使い、後片付けまできちんと行います。

(9) 保健室

- ア 保健室を利用するときは、必ず担任の先生または教科担任の先生に申し出たうえで、保健委員または学級委員などにつきそってもらいます。
- イ 保健室での休養は、原則として応急時間または1時間とし、回復しない場合は家庭へ連絡をし、自宅療養となります。

(10) 更衣室

- ア 更衣室を使用する際は、指定された更衣室を使用します。
- イ 更衣室には、着替えをする目的以外では入りません。iPadは絶対に持ちこまない。
- ウ 着替えが終わったら、荷物はすべて教室で保管し、更衣室には物を置きません。

(1 1) 下校

- ア 帰りのST終了もしくは部活動終了の15分後までに校門を出ます。
- イ 交通のきまりを守り、安全に気をつけ、通学路を歩いて下校します。
- ウ 下校後や休日に再登校する場合は、制服か体操服で登校します。

(1 2) 小学校を訪問する場合

- ア 小学校の先生に会いたいときは、事前に電話で予約をとってから会いにいきます。
- イ 小学校の運動場は小学生が遊ぶ場所です。できる限り使用をひかえ、使用する場合は必ず職員室に申し出て、小学生の迷惑にならないようにします。

(1 3) その他のルール・マナー

- ア 学校放送は静かに聞きます。
- イ 他の教室、特別教室、準備室、配膳室、プールなどには、無断で入りません。
- ウ 原則、他の学年のフロアや教室には行きません。
- エ 他の棟への移動時に廊下、階段、渡りを使用する際には、他学年の活動に配慮して通ります。
- オ お客様が通るので、校長室前の廊下や保健室手前の階段の使用は控えます。
- カ ベランダや非常階段、屋上には出ません。
- キ 上履き（スリッパ）で外に出ないようにします。
- ク 防火扉、消火器、インターホン、給食用リフトを触りません。
- ケ 職員室への入室時は、きちんと学年、組、名前、要件を言います。入室時に自分の荷物がある場合には廊下に整頓して置きます。
- コ 職員室の電話は使用できません。緊急に必要な場合は、担任や学年の先生に連絡してもらい、電話を替わってもらいます。

2 服装等

(1) 冬の制服

【新制服（主に1年生）】

- ア ネクタイ・リボンは、個人で判断して購入・着用します。
- イ ブレザーのボタンは上の一つ、もしくは二つともとめます。
- ウ ブレザーを着る際は、必ずカッターシャツか白のポロシャツを着ます。
- エ インナーシャツは白・灰・黒・紺・茶・ベージュ色等の無地または無地に近いもの、もしくは篠目中の半袖体操服を着用します。
- オ インナーシャツは襟から出ないものを着用します。
- カ ブレザーの中にベスト、セーター、カーディガンを着用してもよいですが、色は灰、黒、紺色の無地（ハイネックは不可）とし、カッターシャツ・白色のポロシャツの上に必ず着用します。

【旧制服（主に2・3年生）】

- ア 男子は標準型学生服、女子は紺色のセーラー服に青色のリボンを着用します。
- イ 制服の中は、白色のカッターシャツや開襟シャツ、学校指定のジャージや半袖体操服、白・灰・黒・紺・茶・ベージュ色等の無地または無地に近いものを着用します。制服の中に、ベスト、セーター、カーディガンを着用してもよいが、色は灰、黒、紺色の無地とします（ハイネックは不可）。

(2) 夏の制服

- ア 更衣期間は設けていないので、気候に合わせて冬の服装か夏の服装を選択します。
- イ 白色で無地のカッターシャツ、白・紺色で無地のポロシャツ、白で無地の開襟シャツ、白で無地のセーラー服のいずれかを着用します。
- ウ シャツのすそはズボンやスカートの中に入れます。
- エ インナーシャツは白・灰・黒・紺・茶・ベージュ色等の無地または無地に近いもの、もしくは篠目中の半袖体操服を着用します。

(3) 身につけるもの

- ア 校内では名札をつけ、身なりを正して過ごします。スカートの丈は、膝が隠れる長さを目安にします。
- イ 靴は通学、運動に適した白色の靴を使用します。色つき・色のついた線入りの靴は使用しません。
- ウ 体育の授業では、学校指定のジャージ上下、体操服、ハーフパンツを着用します。
- エ 半袖の体操服を着る際は、熱中症対策のためにすそを出してもよいですが、式等、指示があるときは入れます。また、上から長袖ジャージを着る際は、半袖体操服のすそは入れます。
- オ 靴下は白・紺・灰・黒色のものをはきます。靴下の長さはひざ下までとし、ロゴやラインなどは華美でないものにします。弛みのある形状のものは使用しません。
- カ 防寒目的として、必要に応じてタイツ類を着用します。黒色で模様は無地、長さは足先までのタイツか、足首までのレギンスを使用します。また、スカートからはみ出さない長さのスパッツも使用できます。スポーツタイプの物は、部活動に限り、顧問の許可を得て使用します。
- キ 登下校時や室外及び暖房機器のない場所で、必要に応じて防寒着（下記ク・ケ・コ）を使用します。
- ク 防寒のためウインドブレーカーの上下を使用します。運動に適した素材や形状のもので、コートやダウンジャケットは使用しません。大きなキャラクターのプリントや柄模様がないもので、上はフードがないもの（収納できる形状のもの）を使用します。下を履く際には、女子はスカートを脱ぎ、下がない場合には篠中ジャージを代わりに履きます。※教室内では、原則防寒着は着用しません。
- ケ 手袋は5本指の物を使用します。ミトンタイプは使用しません。

- コ ネックウォーマーやスヌード、マフラーを必要に応じて使用します。ただし、安全上の理由から、ロングマフラーやショール、スカーフ等は使用しません。また、登下校以外の活動時や自転車に乗る際は、たるみのない形状のネックウォーマーのみ使用します。ニット帽・耳当ては使用しません。
- サ 部活動の際は、体育の授業の服装に加え、必要に応じて部活動ごとに揃えたＴシャツや運動に適した市販Ｔシャツを着て部活動に参加します。平日の部活動後の下校時と、土日や長期休業中の登下校時は、必要に応じて部活動の服装を使用します。
- シ 登下校時及び屋外での活動時には、必要に応じて（夏場は積極的に）帽子をかぶります。帽子は布製で、形は活動に支障のない物を使用します。
- ス 熱中症対策等のために、体操服での登下校を特別に許可する期間を設ける場合があります。
- セ ウインドブレーカーの使用期間は制限していませんので、体調や気候に合わせて着用します。
- ソ 装飾品（指輪、ピアス等）・腕時計は身につけません。
- タ 化粧や美容目的のコンタクトレンズは使用しません。

3 頭髪・持ち物等

(1) 頭髪

- ア 学習や運動がしやすく、自分や周りの人の生活に支障がないようにします。
- イ 髪が長く、肩にかかる場合はゴムで縛ったり、ピンで留めたりします。縛る場合はまゆ毛よりも下とします。大きな三つ編み（１つまたは２つ）も許可しますが、編み込みはしません。肩より長いハーフアップはしません。団子に縛る場合は、ひとつにまとめます。
- ウ ゴムやピンは目立たない色（黒・紺・茶など）を使用します。ピンはアメピンかスリーピン（パッチン留め）を使用します。バレッタやマグネットは使用しません。
- エ 脱色、染色、パーマ、エクステ等の特別加工はしません。（眉毛等も含みます）
- オ 過度な刈り上げ・刈り込み、片方のみの刈り上げ・刈り込みなど、奇抜な髪型はしません。

(2) 持ち物

- ア 学習に必要な以外の物の持ち込みはしません。
- イ 学校へお菓子やジュースの持ち込みはしません。旅行のおみやげも同様です。
- ウ スリッパと体育館シューズには、読みやすい大きさに名前を書きます。
- エ 取り違え防止のため、必要に応じてバッグにキーホルダーや御守りをつけてもよいです。ただし、紛失等は自己責任となります。数は１つまでで、１０ｃｍ以内の大きさ（目安としては、大人の拳より小さいもの）とし、ロッカーにしまう際は外に出ないようにします。

- オ 持ち物には名前を書きます。見える部分に記名するかどうかは家庭の判断に任せます。
- カ 水筒を持ってくる場合、中身はお茶、水、スポーツドリンクなど、水分補給に適した物を入れます。ペットボトルのままを持ってくる場合は取り違え防止のためカバーをつけます。
- キ 塩分タブレットは持ってきません。ただし、土曜・祝日と長期休業中の部活動では、顧問の許可を得た上で、必要に応じて持ってきてもよいです。
- ク 教室での寒さ対策でブランケットを使用してもよいです。ただし、ひざにかける以外の使い方はしません。必ず記名し、使用しない時はロッカーにしまい、教室以外では出しません。
- ケ 使い捨てカイロを使用してもよいです。使用済みの物は家に持ち帰って捨てます。
- コ くし、ブラシ、手鏡などは、使用する時間と場所を考えて使用します。
- サ はさみ、カッター等の刃物は個人で持ってきません。必要な場合は、学校の物を使用します。
- シ 制汗シートや日焼け止めなどは、使用する時間と場所を考えて使用します。ただし、スプレータイプのものや、香りのついた製品は使用しません。
- ス 傘の色は安全上の配慮のため、何色でも構いません。年間を通じて日傘を使用することができます。夏場は、熱中症対策のために積極的に使用します。
- セ 登校後、学習用具は教室の机の中かロッカー内に入れます。体育館シューズは机の横にかけます。その他の用具は、担任の先生が指示した場所に整頓して置きます。
- ソ 帰宅時、学習用具は教室の机の中かロッカー内に置いていても構いません。
- タ 部活動の用具は持ち帰ります。顧問の許可があれば部室などに保管しても構いません。
- チ 荷物はスリーウェイバッグに入れ、入り切らないものを篠中ナップに入れます。水泳の用具や部活動の用具は専用のバッグなどに入れます。その他の用具はなるべく篠中ナップに入れ、補助バッグなどは使用しないようにします。

(3) 学習用タブレット (iPad)

- ア 登下校中は3ウェイバッグか篠中ナップに入れます。本体はタブレットケースに常に入れ、画面が割れないように大切に扱います。
- イ 授業以外で使いません。授業以外で使用する場合は、教師の許可を得ます。
- ウ その他は安城市の使用ガイドに準じて使用します。

4 学校図書館利用のきまり

(1) 開館

月曜日から金曜日までの昼放課。

(2) 閲覧

- ア 図書は開架式とし自由に利用できる。
- イ 原則として開館時にする。

(3) 貸し出し

- ア 1人1回2冊で2週間を基本とする。
- イ 個人のバーコードを機械に読みとらせ、次に借りる本のバーコードを読みとらせる。
- ウ 雑誌・百科事典等は原則として貸し出さない。ただし、学習に必要な時に限り、図書の担当職員の許可があれば貸し出しできる。

(4) 返却

- ア 返す本のバーコードを機械に読みとらせる。
- イ 本を所定の場所に返す。

(5) 貸し出しの種類

- ア 個人貸し出し・・・(3)の貸し出し規定による。
- イ 授業貸し出し・・・先生の指導する貸し出しである。先生が学習指導上必要と認めた場合、その先生の責任のもとに貸し出しができる。冊数制限なし。ただし、期間、手続き等は個人貸し出しに準じる。

(6) 学校図書館エチケット

- ア 大声を出したり、音をたてたりしないようにします。
- イ 館内に不要な物を持ちこまないようにします。
- ウ 本はあった場所へ整とんして返します。
- エ 本は大切に扱います。
- オ 図書委員の注意や指示には、必ず従うようにします。
- カ OPAC は、先生の許可を得てから使います。

篠目中学校生徒会会則

第1章 総 則

- 1 この会は愛知県安城市立篠目中学校生徒会といいます。
- 2 この会は会員すべてが協力し、進んで学校行事に参加して明るい学校生活を築きあげ、篠目中学校の発展を図るのを目的とします。
- 3 この会は生徒全員が会員となり先生を顧問とします。
- 4 この会で議決したことは、校長先生の承認を得て実施します。
- 5 この会は別表のように構成します。
- 6 この会の役員及び委員長任期は半年とし、再選は妨げません。

第2章 生徒議会

- 7 この議会は役員、各委員長、各学級の学級委員2名で構成します。
- 8 この議会は全会員の正しい意見をもとにして生徒会の目的にふさわしいことについて審議します。
- 9 この議会は構成員の互選によって、議長1名、副議長1名を選出します。
- 10 各学級の学級委員が欠席した場合は、リーダー会の中から代理が出席します。

第3章 役 員

- 11 この会は会長1名、副会長2名、執行委員4名をおきます。
- 12 この会の役員は全会員の直接選挙によって選出します。
- 13 会長は生徒会の代表者となり、本会の運営にあたります。
- 14 副会長は会長を助け会長欠席の時はその代理をつとめます。
- 15 執行委員は議事録などこの会の活動の記録につとめ、これを保管するとともに、常に会長を助けます。
- 16 生徒会執行部の運営には顧問の先生の指導をうけます。

第4章 委 員 会

- 17 委員会は、学校生活や学校の発展に必要な委員会が設置され、各学級から選ばれた委員で構成します。
- 18 各委員長は全会員の直接選挙によって選出されます。
- 19 各委員会の運営はそれぞれの顧問の先生の指導をうけます。
- 20 選挙管理委員会は各学級から選出された委員で構成します。また、生徒会で行う選挙のすべての仕事はこの委員会が行います。

第5章 会 計

- 21 生徒会の費用は会員の会費によります。

- 22 会計年度は5月1日より翌年3月31日に終わります。
 23 予算の編成と執行については各顧問の先生の指導をうけます。

第6章 会則の改正

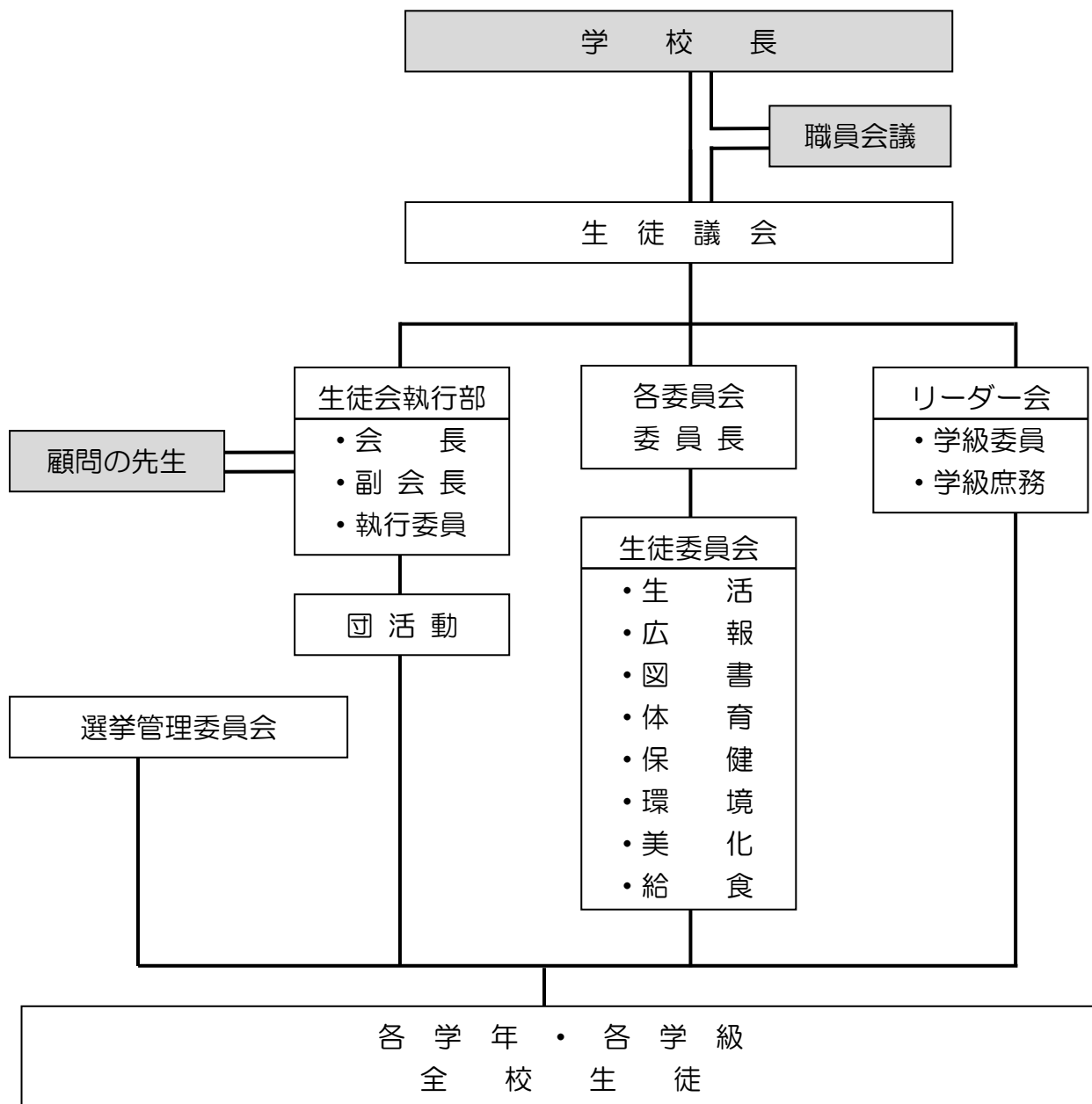
- 24 会則の改正は、生徒議会の3分の2以上の賛成または会員の2分の1以上の賛成を得て原案が決定され、校長先生の承認を得て成立します。

第7章 補 則

- 25 この会則は昭和58年4月2日より実施します。

〈別表〉

篠目中学校生徒会組織表



交通安全

1 安全に通学するために

- (1) 決められた経路を通して登下校を行います。P13の通学路MAPをもとに、家から1番近い通学路に出て、その後は通学路だけを通して篠目中学校まで行く経路があなたの通学経路になります。
- (2) 歩行者のルール
 - ア 歩道や道路の端を、広がらないように歩きます。
 - イ 大きな道を横断する際は、横断歩道か信号のある場所を必ず渡るようにします。
 - ウ グリーンベルトのあるところは、色のついた部分からはみ出さないように歩きます。

2 自転車の使用（校外での学習、長期休業中・休日の部活動時）

- (1) 自転車を使用するために
 - ア 身体にあった大きさのものを使用します。ドロップハンドルや極端なアップハンドルは使用しません。スタンドは両脚スタンドが望ましいです。（片脚も使用可）
 - イ 住所・氏名を明記し、防犯登録をします。乗る前に前照灯、反射器等の整備点検を行い、駐輪場所に停める際にはカギを必ずかけます。
 - ウ 安全のためにヘルメットを必ずかぶります（小学校で使用していたものでも可。SGマーク入りが望ましい）。ヘルメットがない場合は、使用を許可できません。
- (2) 自転車使用時の注意事項
 - ア 原則、登校時に使用する門から校地内に入ります。校地内は乗車せずに自転車を引いて駐輪場所まで行きます。
 - イ 駐輪場は事前に指定された場所を使用します。事前に指定されていなければ、入校した門の近くの駐輪場を使用します。
 - ウ 14歳以上で「自転車危険行為」を繰り返すと「自転車運転者講習」の受講が命じられます（詳細はP12）。常に安全運転を意識しましょう。

3 交通事故にあったとき

- (1) 相手のナンバーや特徴を記憶します。
- (2) 自分にけががなくても、相手をお願いして必ず警察を呼んでもらいます。
- (3) 登下校の最中に事故にあった場合は、相手をお願いして中学校にも連絡を、登下校以外の場合は保護者にも連絡をとってもらいます。

一定の危険な行為「自転車危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと…

「自転車運転者講習」の受講が命じられます!

命令を受けてから、3カ月以内の指定された期間内に受講しないと**5万円以下の罰金!!**

受講義務の対象となる自転車危険行為の概要

※受講義務の対象となるのは14歳以上です。



講習は3時間(有料)
※違反した受講者の特性に応じ個別指導を含むものです。

1 信号無視

法第7条違反

2 通行禁止道路(場所)の通行

法第8条第1項違反

※警察署長の許可を得た場合は除きます。

3 通行が認められ(許可されている)歩行者用道路での歩行者妨害

法第9条違反

4 歩道通行や、車道の右側通行等

法第17条第1項、第4項又は第6項違反

※道路の右側に設けられた路側帯を通行する行為もこの違反になります。

5 路側帯での歩行者の通行妨害

法第17条の3第2項違反

6 遮断踏切への立ち入り

法第33条第2項違反

7 信号のない交差点等での優先車両(左方車・優先道路車)の通行妨害等

法第36条違反

8 右折時における直進車や左折車への通行妨害

法第37条違反

9 環状交差点での安全進行義務違反等

法第37条の2違反

10 一時停止場所での不停止や交差車両等の通行妨害

法第43条違反

11 歩道での歩行者妨害等

法第63条の4第2項違反

12 ブレーキが不備・不良な自転車の運転

法第63条の9第1項違反

13 酒気帯び運転等

法第65条第1項違反

14 安全運転義務違反

法第70条違反

※ハンドルやブレーキをしっかりと操作せず、他人に危険を及ぼした場合

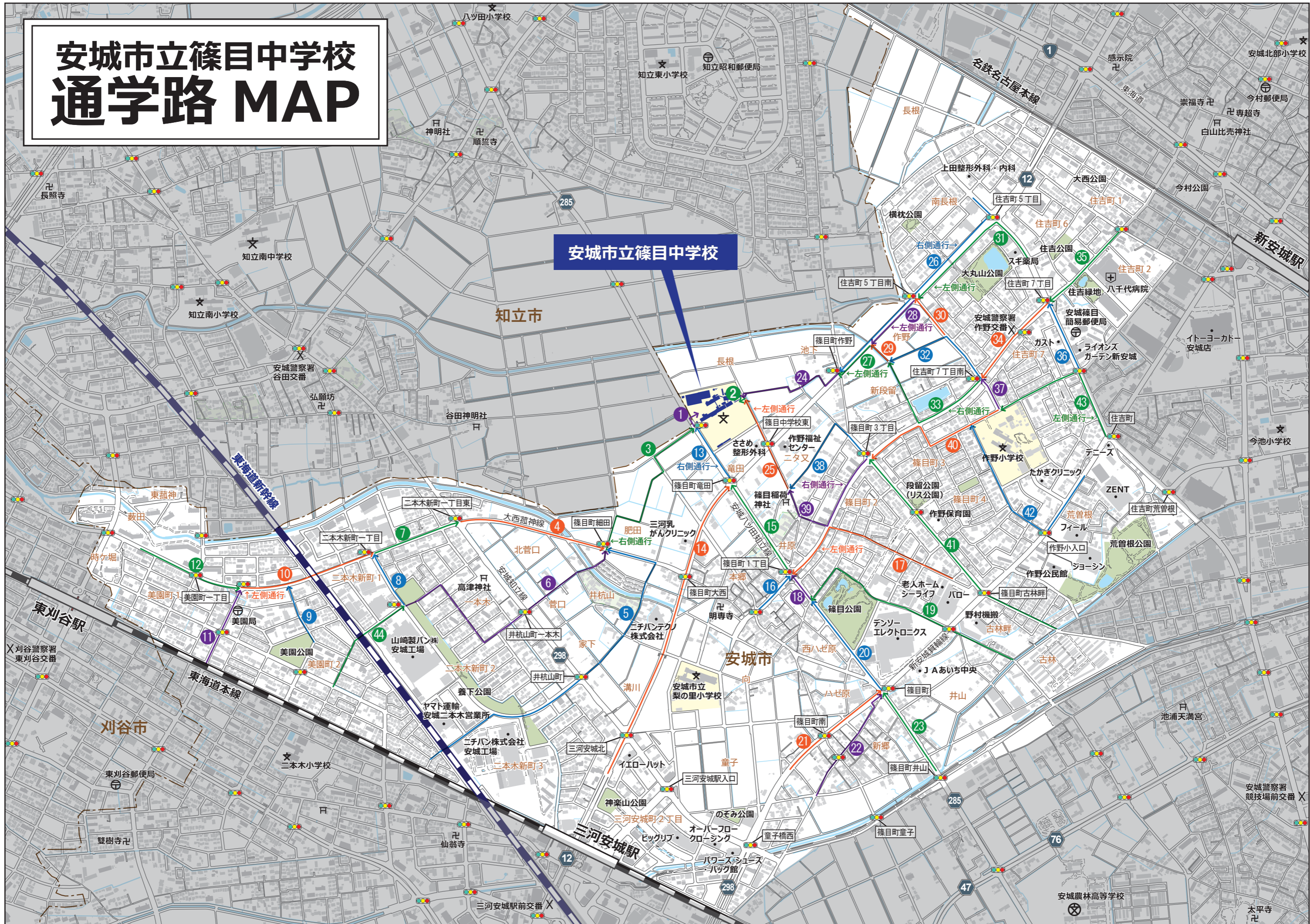
15 携帯電話使用等

法第71条第5号の5違反

16 妨害運転

法第117条の2第1項第4号、法第117条の2の2第1項第8号違反

安城市立篠目中学校 通学路 MAP



安城市立篠目中学校

その他

1 毎月の生活目標

月	生活目標
4	すすんであいさつをしよう
5	自分の考えをすすんで伝えよう
6	時間いっぱいまで学校をきれいにしよう
7	熱中症対策として体調管理をしよう
8	命を大切に、安全に安心した生活をしよう
9	物事に全力で取り組もう

月	生活目標
10	互いの成長を認めあおう
11	考えの違いを認めあおう
12	人権について考えよう
1	手洗い・うがい・換気をしよう
2	感謝の気持ちを込めて学校をきれいにしよう
3	仲間と感謝の気持ちを伝えあおう

2 遅刻・早退・欠席

- (1) 遅刻した場合は、来賓玄関にまわり、インターホンで学年・学級・名前を伝えて対応してもらいます。
- (2) 事前に早退が分かっている場合は、学級担任に伝え、早退する時間の先生にも伝えてから早退します。
- (3) 欠席するときは、必ず保護者に連絡してもらいます（連絡アプリ「tetoru」または電話）。
- (4) 近親者の死亡の場合は、次の日数により忌引することができます。
 - 父 母・・・・・・・・・・7日以内
 - 祖父母・兄弟姉妹・・・・3日以内
 - おじ・おば・・・・・・・・1日
 - 曾祖父母・・・・・・・・1日

3 学割の交付

学割（JR各社で片道100km超）が必要な時は、1週間前までに（長期休業中は2週間前までに）学級担任に申し出ます。

4 悩みごとができれば

- (1) 先生・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等に相談
篠目中学校には相談室があります。相談は、担任の先生、自分の相談したい先生、あ

るいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと昼放課やST後などの時間を使って行います。先生、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにも都合がありますので、早めに申し出るようにしましょう。

(2) スクールライフノート「相談ボックス」の活用

困っていることがあり先生に相談したいけれど、自分からは言い出しにくい時は、iPadのスクールライフノート「相談ボックス」を使いましょう。みなさんからのSOSを確認した先生から声をかけてもらえます。ただし、先生が確認するまでに時間がかかります。急いでいるときは、先生に直接声をかけてください。

(3) 電話相談の利用

○安城市教育センター教育相談 心の電話（悩みごと相談）

☎ 76-9674（くろうなし）
月～金 午前9：00～午後5：00

○教育相談こころの電話（愛知県教育・スポーツ振興財団）

☎ 052-261-9671
毎日 午前10：00～午後10：00（年末年始を除く）

○ヤングテレホン（愛知県警察本部）

☎ 052-764-1611
月～金 午前9：00～午後5：00（祝日・年末年始を除く）

○子ども・家庭110番（愛知県児童相談センター）

☎ 052-953-4152
月～金 午前9：00～午後5：00（祝日・年末年始を除く）

○いじめ・不登校相談窓口（県教育委員会生涯学習課）

☎ 052-961-0900
月～金 午前9：00～午後4：00（祝日・年末年始を除く）

○子どもSOSほっとライン24

☎ 0120-0-78310（なやみいおう）
毎日24時間

○チャイルドライン

☎ 0120-99-7777
毎日 午後4：00～午後9：00

○刈谷児童相談センター

☎ 0566-22-7111
月～金 午前9：00～午後5：15（祝日・年末年始を除く）

○子どもの人権110番（名古屋法務局）

☎ 0120-007-110 ※手紙やメールでの相談も可
月～金 午前8：30～午後5：15（祝日・年末年始を除く）

○被害少年相談電話（愛知県警察本部）

☎ 0120-7867-70（なやむななやみぜろ）
月～金 午前9：00～午後5：00（祝日・年末年始を除く）

○教育相談室（愛知県総合教育センター）

☎ 0561-38-2217
月～金 午前9：00～午後5：00（祝日・年末年始を除く）

台風等異常気象・地震発生時における登校

1 暴風警報または大雨洪水警報が出た場合

- (1) 名古屋地方気象台から安城市に暴風警報が発表されたときの登校について
 - ア 午前6時までに安城市の警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
 - イ 午前6時までに安城市の警報が解除されなかった場合は、その日の授業は行わない。
 - ウ 休日、祝日、長期休業中に警報が出たときは登校してはいけない。
 - エ アのとき道路の冠水、河川の増水などで登校が危険なときは登校しなくてもよい。ただし、その理由を必ず学校へ連絡する。

- (2) 登校以前に、安城市に大雨・洪水警報が発表されている場合
 - ア 登校が危険な場合（道路・橋の破壊や冠水、豪雨など）は、安全に登校できるまで、登校を見合わせる。
 - イ 登校する場合は、危険箇所を避けて登校する。

- (3) 登校後、安城市に暴風警報または大雨・洪水警報が発表された場合は、先生の指示に従って行動する。

2 特別警報が出た場合

- (1) 登校以前に、愛知県に特別警報が発表されている場合
 - ア 自宅待機とする。
 - イ 特別警報解除後も、学校より登校の連絡（学校 HP、teturu、Teams）が出されるまで自宅待機とする。

- (2) 登校後に、愛知県に特別警報が発表された場合
 - ア 授業を中止し、校内にて整とん安全を確保する。
 - イ 学校より下校の連絡（学校 HP、teturu 等）のうえ、保護者の引き取りにより直ちに下校する。

3 大規模地震が発生した場合

- (1) 登校以前に発生した場合は、登校せずに、自宅で待機する。
- (2) 登校後に発生した場合は、先生の指示に従い行動する。授業を中止し、保護者の引き取りによって直ちに下校する。

※2、3については、4月配布の「特別警報発令及び大規模地震発生における生徒引き渡しについて」に詳細があります。

安城市マイタブレット(学習用 iPad)使用ガイド〈家庭用〉

はじめに

この使用ガイドは、安城市の小中学生がマイタブレットを適切に使って学習できるように、まとめています。

マイタブレットは安城市からお子様一人1台お貸しするものです。マイタブレットは有効に使うと学習効果が高められるツールですが、心配されることもたくさんあります。使用ガイドをご家庭で一緒にお読みいただき、安全に使用してください。

1 目的

新しい時代に必要となる資質・能力「学びに向かう力」、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」の習得を目指し、児童生徒が「自ら考え主体的に行動できる力」を身に付けるためのツールとして活用します。

2 基本的な使い方

- 登下校中は、マイタブレットをかばんから出しません。
- 使用できる時間は、午前6時から午後10時までです。
(※午後10時以降は操作ができなくなります。今後の使用状況により変更もあります。)
- 無くしたり、盗まれたり、落として壊したり、水に濡らしたりしないように十分気を付けます。
- 鉛筆などでは触れず、指で触れる、または専用タッチペンを使うようにします。
- 磁石など、マイタブレットの調子の悪くなるものを近づけません。

3 学校で使う場合

- 休み時間や授業後に使う時は、先生の指示に従いましょう。

4 家庭で使う場合

- 使用する時間は家庭でよく話し合います。
- 家庭で使う場所、置く場所を決めます。
- 家庭学習に有効な使い方をしましょう。
- 学校へ持ってくる時には、自宅で十分に充電をしておきます。

5 健康のために

- 使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
- 30分に一度は遠くを見るなど、ときどき目を休ませます。
- 就寝する2時間前は使いません。

6 個人情報等

- 自分のマイタブレットを他人に貸したり、使わせたりしません。
- 自分のマイタブレットの暗証番号、アカウントIDやパスワードを他人に教えません。
- 自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)はインターネット上には絶対に上げません。
- 相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。
- カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。
- 私物のパソコンやUSBメモリなどの記録媒体をマイタブレットにつなぎません。

7 データの保存

- マイタブレット本体のデータの容量がいっぱいになる前に、データの整理をします。

8 安全に使用するために

- 利用方法について家族と一緒に「情報を正しく使うこと」について考えます。
- 不適切な写真や動画など、ネットに刻まれた情報は半永久的に残るので、未来の自分を苦しめることのないよう、正しい利用をします。
- 違法な画像や動画等をダウンロードして他者の権利や肖像権を侵害しません。
- 有害なサイトにアクセスしたり、課金などをしたりしません。
※有害サイトについてはブロックしていますが、限度があります。問題が発生したときは、すぐ学校に連絡してください。請求額の保証はできませんので、ご注意ください。

9 おわりに

学習用マイタブレットを1人1台持つことは、令和の時代における学校の「スタンダード」になります。これは、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、安城の子どもたちの可能性を大きく広げるものです。

子どもたちが変化を前向きに受け止め、予測不可能な未来社会を自立的に生活できるよう願っています。

安城市教育委員会